

条	改定前	条	改定後
	<b>【カードローンの取扱いに関する規約】_カードローン規約</b>		<b>【カードローンの取扱いに関する規約】_カードローン規約</b>
第2条	<p><b>(極度額)</b></p> <p>(1) 本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額(以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元本のみ)の合計額を新たな貸付金額とします。</p> <p>(2) 会員が夜間に本契約締結の申込みをした場合における前項の極度額は、会員と銀行が合意した希望借入額の範囲内で、会員の信用状態その他の事由に基づき銀行が設定するものとし、設定した極度額は銀行から会員に口頭その他の手段で告知するものとします。</p> <p>(3) 銀行は、本条(1)の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認める範囲で事前に提示を要することなく減額もしくは0円にすることができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要せず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。</p> <p>(4) 銀行は、本条(1)の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。</p> <p>(5) 本条(3)または(4)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、<u>以下</u>のいずれかの銀行所定の方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②<b>指定 ATM および</b>銀行無人契約機等での申込み、③電話またはインターネット等での申込み、④その他、銀行が定める方法</p>	第2条	<p><b>(極度額)</b></p> <p>(1) 本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額(以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。)を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高(元本のみ)の合計額を新たな貸付金額とします。</p> <p>(2) 会員が夜間に本契約締結の申込みをした場合における前項の極度額は、会員と銀行が合意した希望借入額の範囲内で、会員の信用状態その他の事由に基づき銀行が設定するものとし、設定した極度額は銀行から会員に口頭その他の手段で告知するものとします。</p> <p>(3) 銀行は、本条(1)の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認める範囲で事前に提示を要することなく減額もしくは0円にすることができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要せず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。</p> <p>(4) 銀行は、本条(1)の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。</p> <p>(5) 本条(3)または(4)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、<u>次</u>のいずれかの銀行所定の方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②銀行無人契約機等での申込み、③電話またはインターネット等での申込み、④その他、銀行が定める方法</p>
第13条	<p><b>(過剰入金・相殺処理の取扱)</b></p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、会員の指定する会員名義の<b>指定金融機関</b>への振込その他銀行所定の手続によるものとします。</p> <p>(2) 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p> <p>(3) 会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</p>	第13条	<p><b>(過剰入金・相殺処理の取扱)</b></p> <p>(1) 会員が残債務額を超える入金をした場合、かかる入金により生じた超過資金には銀行は利息を付さず、その返却方法および返却場所は、<b>本カードローン規約第1条(2)に定める会員名義の銀行口座、第5条②の</b>会員の指定する会員名義の<b>預金口座または会員の別途指定する会員名義の銀行口座</b>への振込その他銀行所定の手続によるものとします。 <b>なお、銀行は、当該超過資金が生じている状態で会員が指定の ATM または CD から借入れをしたとき、当該超過資金と当該借入金を事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</b></p> <p>(2) 会員が、銀行に対し金銭債権を有する場合(当該金銭債権が本契約に基づき発生したか否かを問いません。)、会員は、本契約に基づく債務をもって当該金銭債権と対当額で相殺することはできません。</p> <p>(3) <b>第1項に定める場合のほか</b>、会員が銀行に対して支払期にある債務を負担している場合、銀行は、その債務と会員の預金債権その他の銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、事前の通知および手続をすることなく、いつでも相殺することができるものとします。</p>
-	2023年1月4日改定	-	2024年9月26日改定
-	登録 No.10060 <b>23.01</b>	-	登録 No.10060 <b>24.09</b>

条	改定前	条	改定後
	【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】
第 10 条	<p>(過剰返済・相殺処理の取扱)</p> <p>委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、委託者の指定する委託者名義の<a href="#">指定金融機関</a>への振込その他乙所定の手続によるものとします。</p>	第 10 条	<p>(過剰返済・相殺処理の取扱)</p> <p>委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、「<a href="#">SBI 新生銀行カードローン エル</a>」にかかる<a href="#">カードローン規約第 1 条(2)</a>に定める委託者名義の銀行口座、同規約第 5 条②の委託者の指定する委託者名義の<a href="#">預金口座</a>、委託者が自動振替のために乙に対して届出た委託者名義の<a href="#">預金口座</a>または委託者の別途指定する委託者名義の銀行口座への振込その他乙所定の手続によるものとします。</p>
-	2023年 1月 4日改定	-	2024年 9月 26日改定
-	登録 No.10061 <a href="#">23.01</a>	-	登録 No.10061 <a href="#">24.09</a>